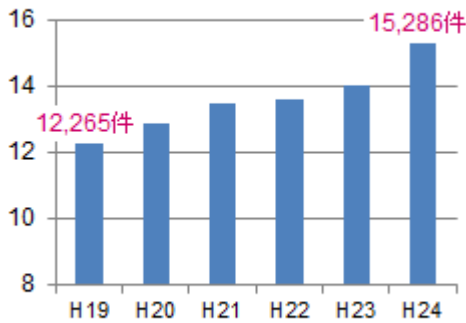


相続トラブルの原因②～少ない資産を奪い合う

(千件) 【遺産分割事件新受件数の推移】



出所:最高裁判所「司法統計年報」

相続に関するトラブルはすでに増加傾向にあります。司法統計年報によると、平成 24 年の遺産分割新受件数は約 1 万 5,286 件で、平成 19 年の約 1.2 倍にもなっています。

また、平成 25 年に起きた相続トラブル(遺産分割事件のうち容認・調整成立件数)は 8,994 件で、そのうち、遺産の価額 1,000 万円以下のケースが 2,912 件と約 32%を占めており、遺産額が少なくてもトラブルになるようです。

下のグラフは、家庭裁判所における遺産分割事件を遺産価額別に見たものです。お分かりのように、全体の 75%が 5,000 万円以下です。5,000 万円以下となると、今まで相続税も殆どかからなかった金額です。

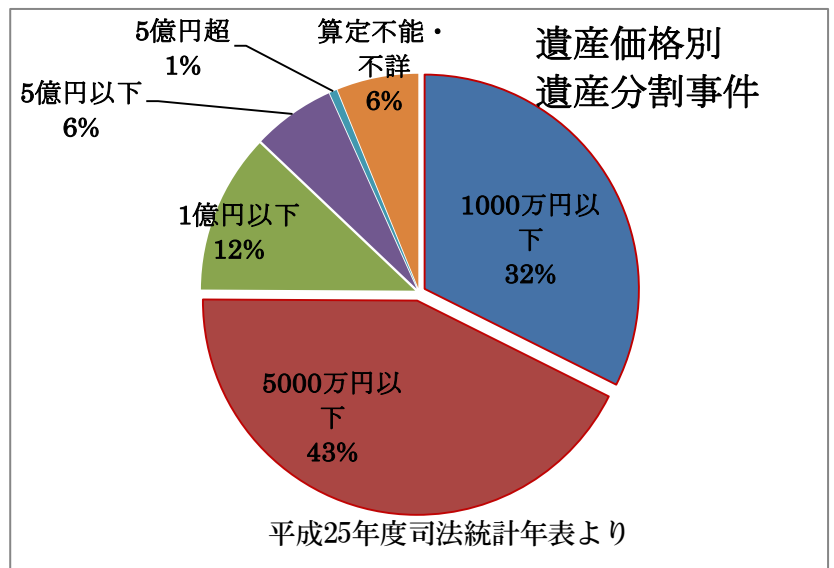
相続トラブルは、相続税の有無に関わらず、起きていることがわかります。

自宅とわずかな預貯金を取合う

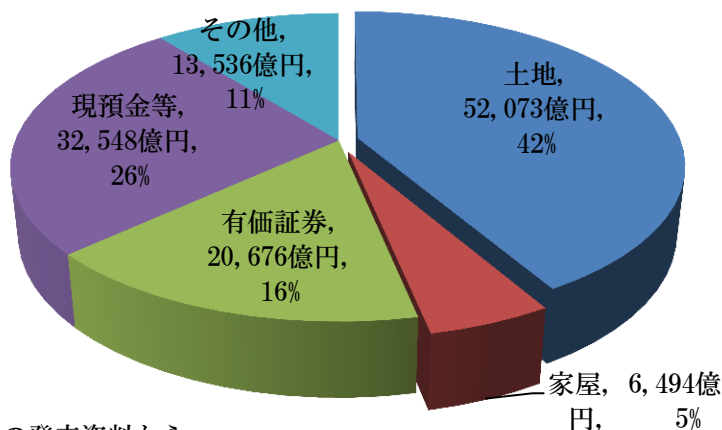
相続トラブルには、戦後の家制度の崩壊、個人主義・権利意識の浸透があると言われています。また人口動態的にも、高齢化による相続件数の増加も背景にあるようです。

国税庁の発表によりますと、日本では相続財産に占める土地と家屋の比率は、合わせて47%を占めます。統計データから読み解くと、住んでいる自宅の土地・建物およびわずかな預貯金を奪い合うトラブルのケースが多いと思われます。

相続財産の殆どが自宅だけの場合、法定分割割合にしたがって分割しようとする、自宅を売却しなければならない、被相続人と同居している親族がいる場合は、住む家を失うことになります。



相続財産の種類別金額 (平成25年度)



国税庁の発表資料から

また、相続人の中に厳格に権利を主張する人やお金に困っている人がいて、相続人間で感情のもつれがあるような場合は、遺産分割協議が頓挫して揉めるというケースもあります。

相続トラブルを避けるためには、公正証書遺言を準備するだけでなく、遺留分対策として代償分割なども取り入れる必要があるようです。